

令和8年1月からの

源泉徴収 事務Q&A

源泉徴収税額表や
扶養控除等申告書が
変わります!

扶養親族等の
数の算定方法は
どうなるの?



は し が き

令和7年度税制改正では、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税について**基礎控除及び給与所得控除の見直し**が行われ、長く続いてきた「年収103万円の壁」が引き上げられました。

また、就業調整対策の観点から、大学生年代の子等を持つ納税者に係る新たな所得控除として**特定親族特別控除が創設**され、さらに**同一生計配偶者や扶養親族等の所得要件が引き上げ**られました。

これらの改正は、いずれも令和7年分以後の所得税に適用されますが、改正後の法令の施行日が令和7年12月1日だったことから、令和7年分の所得税については、月々の源泉徴収のタイミングではなく、令和7年12月1日以後に実施する年末調整で改正を適用することとなりました。よって、改正が月々の源泉徴収事務に影響するのは、令和8年1月1日以後に支払う給与等からとなります。

令和8年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載する内容が変わります。また、源泉徴収するときに使う税額表も改正され、源泉徴収税額の計算に関わる「扶養親族等の数」に含める親族等の対象者も変わります。

月々の源泉徴収事務を正しく行うには、改正内容を理解し、令和8年分以後の源泉徴収事務について以前との変更点を把握することが必要です。

令和8年1月からの源泉徴収事務に本冊子をお役立ていただければ幸いです。

(※) 本冊子において「源泉徴収事務」という場合、給与所得に係る源泉徴収事務を指します。

目 次

Q1	令和8年分の源泉徴収事務に係る令和7年度税制改正事項の要点	2
Q2	令和8年1月1日以後の源泉徴収事務の変更点	5
Q3	令和8年分の「扶養親族等の数」の算定における注意点	8
Q4	令和8年分の「扶養控除等申告書」を確認する際の注意点	11
コラム	非居住者である親族について扶養控除などを受ける場合の必要書類（令和8年分）	14
Q5	源泉徴収で考慮されず年末調整で適用される控除の変更点	15
Q6	「特定親族特別控除申告書」の注意点（年末調整）	17
参考 1	「給与所得の源泉徴収税額表」（月額表）（令和8年分）	18
参考 2	「給与所得の源泉徴収税額表」（日額表）（令和8年分）	25
参考 3	「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」（令和8年分）	32
参考 4	月額表の甲欄を適用する給与等に対する税額の 電算機計算の特例について（令和8年分）	34
参考 5	月額表の乙欄を適用する給与等に対する税額の 電算機計算について（令和8年分）	37
コラム	通勤手当の非課税限度額の改正について（人事院勧告より）	40

(注) 本冊子の内容は、令和7年10月1日現在の法令等によります。

Q1

令和8年分の源泉徴収事務に関する 令和7年度税制改正事項の要点

令和7年度税制改正事項のうち、令和8年分の源泉徴収事務に関するものについて要点を教えてください。

A

令和7年度税制改正事項のうち、令和8年1月1日以後の給与所得に係る源泉徴収事務（以下「源泉徴収事務」と略します。）に関するものは次の4つです。

- (1) 基礎控除の見直し
- (2) 給与所得控除の見直し
- (3) 特定親族特別控除の創設
- (4) 同一生計配偶者や扶養親族等の所得要件の見直し

いずれの改正も、令和7年分以後の所得税に適用されます。

ただし、令和7年分の所得税については、令和7年11月30日までの源泉徴収事務は改正前の制度に基づいて行われ、同年12月1日以後に実施する年末調整の際にこれらの改正が適用されます。

令和8年分の所得税については、令和8年1月1日以後の源泉徴収事務において改正が適用されます。

解説

1 基礎控除の見直し

所得税の基礎控除について、**合計所得金額の区分が3段階から8段階へ変更され、控除額は最大で95万円**となりました。ただし、8段階になるのは令和7年分と8年分に限られ、令和9年分以後は5段階になります。

■ 基礎控除額（所得税）

所得者本人の合計所得金額		基礎控除額		
		令和6年分	令和7・8年分	令和9年分以後
132万円以下		48万円	95万円 ^(*)	95万円
132万円超	336万円以下		88万円 ^(*)	58万円
336万円超	489万円以下		68万円 ^(*)	
489万円超	655万円以下		63万円 ^(*)	
655万円超	2,350万円以下		58万円	
2,350万円超	2,400万円以下		48万円	
2,400万円超	2,450万円以下	32万円		
2,450万円超	2,500万円以下	16万円		

(*) 基本となる58万円に37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額です。この加算は、居住者（国内に住所又は引き続き1年以上の居所を有する人）にのみ適用があります。

2 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が、**55万円から65万円に引き上げ**られました。

■ 給与所得控除額

給与等の収入金額	給与所得控除額	
	令和6年分	令和7年分以後
162.5万円以下	55万円	65万円
162.5万円超 180万円以下	給与等の収入金額 × 40% − 10万円	
180万円超 190万円以下		
190万円超 360万円以下	給与等の収入金額 × 30% + 8万円	
360万円超 660万円以下	給与等の収入金額 × 20% + 44万円	
660万円超 850万円以下	給与等の収入金額 × 10% + 110万円	
850万円超	195万円（上限）	

Q
1

3 特定親族特別控除の創設

大学生年代の子等について、控除対象扶養親族としての所得要件を超えた場合にも、一定の所得控除を受けられる仕組みが導入されました。この新たな控除を**特定親族特別控除**といいます。

特定親族特別控除の対象者及び控除額は、次のとおりです。

対象者	特定親族	所得者本人と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等^(*)で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人 ^(*) 里子を含み、配偶者・青色事業専従者・白色事業専従者を除きます。
-----	------	---

■ 特定親族特別控除額

特定親族の合計所得金額	特定親族特別控除額	
58万円超 85万円以下	63万円	← 扶養控除（特定扶養親族）と同額
85万円超 90万円以下	61万円	
90万円超 95万円以下	51万円	
95万円超 100万円以下	41万円	
100万円超 105万円以下	31万円	← 控除額が段階的に減少
105万円超 110万円以下	21万円	
110万円超 115万円以下	11万円	
115万円超 120万円以下	6万円	
120万円超 123万円以下	3万円	

4 同一生計配偶者や扶養親族等の所得要件の見直し

同一生計配偶者や扶養親族等の合計所得金額等の金額要件が引き上げられました。

■ 同一生計配偶者や扶養親族等の合計所得金額等の金額要件

区 分	金額要件	
	令和6年分	令和7年分以後
同一生計配偶者・扶養親族	合計所得金額48万円以下	合計所得金額58万円以下
ひとり親控除の生計を一にする子	総所得金額等の合計額 48万円以下	総所得金額等の合計額 58万円以下
勤労学生控除の勤労学生	合計所得金額75万円以下	合計所得金額85万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	必要経費に算入する金額の 最低保障額55万円	必要経費に算入する金額の 最低保障額65万円

5 1～4の改正の適用関係

令和7年分の所得税については、令和7年11月30日までの源泉徴収事務は改正前の制度に基づいて行われ、令和7年12月1日以後の年末調整の際にこれらの改正が適用されます。

なお、令和8年分の所得税については、令和8年1月1日以後の源泉徴収事務においてこれらの改正が適用されます。具体的には、令和8年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下「扶養控除等申告書」といいます。）に記載する内容と源泉徴収税額の計算方法（税額表など）が変わります。

（＊）基礎控除の引上げが給与等からの源泉徴収において適用になるのは、合計所得金額2,350万円以下の所得者に対する一律48万円から58万円への10万円引上げ分だけで、これを超える基礎控除額の上積み（37万円・30万円・10万円・5万円／2ページ最下行の（＊）参照）部分の控除については令和8年分の年末調整において適用されず（※ **Q5 2**）。



Q2

令和8年1月1日以後の源泉徴収事務の変更点

令和8年1月1日以後、源泉徴収事務がどのように変わるのか教えてください。

A

令和8年1月1日以後、源泉徴収事務において令和7年分と変わるのは次の3点です。

- (1) 「扶養控除等申告書」の様式の変更（控除対象扶養親族欄が**源泉控除対象親族**欄に）
- (2) 「給与所得の源泉徴収税額表（月額表、日額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の改正
- (3) 甲欄適用時の「扶養親族等の数」の算定方法の変更

Q2

解説

1 「扶養控除等申告書」の様式の変更

特定親族特別控除（※ **Q13**）の創設に伴い、令和8年分の「扶養控除等申告書」のB欄が、控除対象扶養親族欄から**源泉控除対象親族**欄に変更されました。

源泉控除対象親族とは、次の①又は②のいずれかに該当する人をいいます。

**源泉控除
対象親族**



- ① 控除対象扶養親族
- ② 特定親族（※ **Q13**）のうち、合計所得金額100万円以下の人

令和7年分の「扶養控除等申告書」と比べると、令和8年分は新たに②に該当する親族がB欄の記載対象になっています。

令和8年分の「扶養控除等申告書」を確認する際の注意点は、**Q4**で解説します。

用語解説 控除対象扶養親族とは？

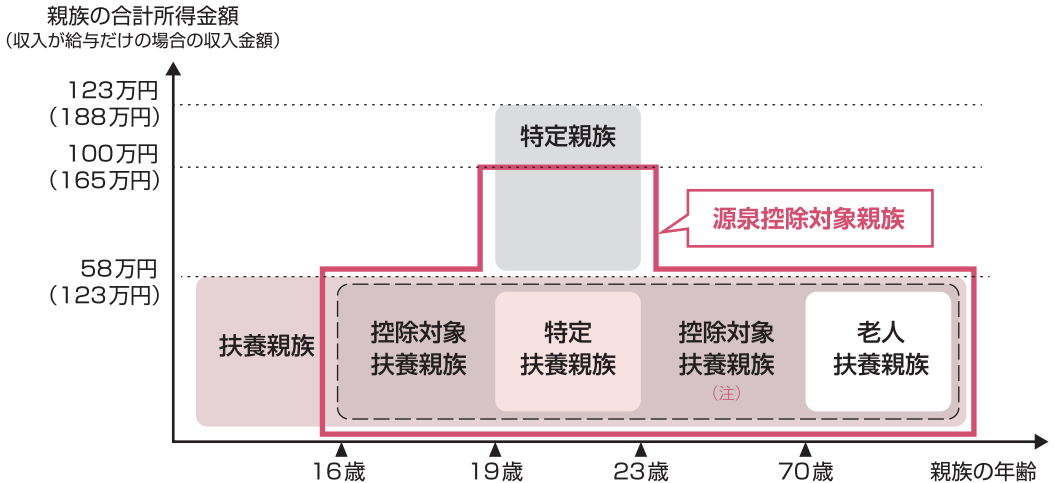
控除対象扶養親族とは、所得者本人と生計を一にする親族等（※1）で、合計所得金額が58万円以下の人（＝扶養親族）のうち、次のいずれかに該当する人をいいます。

扶養親族が居住者の場合	年齢16歳以上の人（※2）
扶養親族が非居住者（居住者以外の人）の場合	①年齢16歳以上30歳未満の人又は70歳以上の人（※2） ②年齢30歳以上70歳未満の人（※2）のうち以下に該当する人 ・留学により非居住者となった人 ・障害者（障害者控除の適用対象となる障害者） ・その年において生活費又は教育費に充ててするための支払を所得者本人から38万円以上受けている人

（※1） 里子・養護委託老人を含み、配偶者・青色事業専従者・白色事業専従者を除きます。

（※2） 年齢は、その年の12月31日（死亡した場合はその死亡の時）の現況で判定します。

【参考：源泉控除対象親族の範囲】



(注) 年齢30歳以上70歳未満の非居住者については、①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人、②障害者、③所得者本人からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人のいずれかに該当する者に限ります。

(『令和7年度税制改正(基礎控除の見直し等関係)Q&A』(国税庁)を基に作成)

2 源泉徴収税額表の改正

Q1で解説した各種の改正に伴い、「源泉徴収税額表(月額表、日額表)」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改正されました。

令和8年1月1日以後に支払う給与等については、令和8年分の「給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)」と「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使用して源泉徴収税額を求めます。

「給与所得の源泉徴収税額表(令和8年分)(月額表、日額表)」

➡ 18・25 ページ

「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表(令和8年分)」

➡ 32 ページ

用語解説 源泉徴収税額表の甲欄と乙欄

給与所得の源泉徴収税額表(月額表)には甲欄と乙欄があります。その使い分けは、次のとおりです。

- ・勤務先に「扶養控除等申告書」を提出している人 ⇒ 甲欄を使って源泉徴収税額を算出
- ・勤務先に「扶養控除等申告書」を提出していない人 ⇒ 乙欄を使って源泉徴収税額を算出

複数の勤務先から給与等の支払を受けている人の場合、「扶養控除等申告書」はそのうちの1か所にしか提出することはできません。したがって、「扶養控除等申告書」の提出を受けた勤務先では甲欄を使って源泉徴収税額を算出し、その他の勤務先では乙欄を使って源泉徴収税額を算出することになります^(*)

(*) 複数の勤務先から給与等の支払を受けている人から「従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けている場合も、乙欄を使います。

「給与所得の源泉徴収税額表」(月額表)(抜粋)

その月の社会保 険料等控除後の 給与等の金額		甲								乙
		扶 養 親 族 等 の 数								
		0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人	
以 上	未 満	税 額								税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
332,000	335,000	10,260	7,670	6,040	4,430	2,820	1,190	0	0	
335,000	338,000	10,510	7,790	6,170	4,550	2,940	1,320	0	0	
338,000	341,000	10,750	7,910	6,290	4,680	3,060	1,440	0	0	
341,000	344,000	11,000	8,040	6,410	4,800	3,190	1,560	0	0	
344,000	347,000	11,240	8,160	6,530	4,920	3,310	1,680	0	0	

Q2

3 「扶養親族等の数」の算定方法の変更

給与等に係る源泉徴収税額は、役員及び従業員（以下、従業員等といいます。）から提出を受けた「扶養控除等申告書」の記載内容から求める「扶養親族等の数」に基づき「給与所得の源泉徴収税額表」を使って求めます。

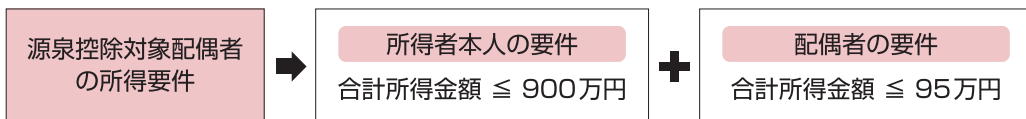
令和7年分の源泉徴収事務においては、「扶養親族等の数」は源泉控除対象配偶者及び控除対象扶養親族の人数を基に算定していましたが、令和8年分においては、**特定親族特別控除**の創設（※ **Q13**）に伴い、**源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族**の人数を基に算定することとされました。

	令和7年分の源泉徴収事務	令和8年分の源泉徴収事務
「扶養親族等の数」の基礎となる人数	源泉控除対象配偶者 ＋ 控除対象扶養親族	源泉控除対象配偶者 ＋ 源泉控除対象親族

用語解説 源泉控除対象配偶者

源泉控除対象配偶者とは、**合計所得金額900万円以下の所得者本人と生計を一にする配偶者**(*)のうち、**合計所得金額が95万円以下の人**をいいます。源泉控除対象配偶者は、甲欄を使って源泉徴収を行う際に、扶養親族等の数に1人としてカウントします。

(*) 青色事業専従者、白色事業専従者を除きます。



Q3

令和8年分の「扶養親族等の数」の算定における注意点

令和8年分の源泉徴収事務における「扶養親族等の数」の算定方法について、令和7年分との違いを踏まえ注意点を教えてください。

A

Q2 3で解説したとおり、令和8年分の源泉徴収事務における「扶養親族等の数」は、源泉控除対象配偶者及び源泉控除対象親族の人数を基に算定することとなりました。

なお、給与所得控除の最低保障額の引上げ（**Q1 2**）と、同一生計配偶者や扶養親族等の所得要件の見直し（**Q1 4**）により、源泉控除対象配偶者や扶養親族等の所得要件が令和7年分の源泉徴収事務（※）とは変わっていることにも注意が必要です。

（※） 令和7年度税制改正適用前の令和7年11月30日までの源泉徴収事務をいいます（以下、同じです。）。

解説

1 「扶養親族等の数」の算定方法（基本と加算）

① 基本となる人数

令和8年分の源泉徴収事務における「扶養親族等の数」の基本となる人数は、源泉控除対象配偶者と源泉控除対象親族の合計人数（令和7年分は源泉控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計人数）です。

② 加算する人数

「扶養控除等申告書」に、所得者本人が障害者（特別障害者を含みます。）、寡婦、ひとり親又は勤労学生に該当する旨の記載がある場合や、所得者本人が有する同一生計配偶者又は扶養親族（控除対象扶養親族にならない年齢16歳未満の人を含みます。）のうちに障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当する人がいる旨の記載がある場合には、これらの一つに該当すると、扶養親族等の数に1人を加算します。

		加算する人数
例①	所得者本人が寡婦及び障害者に該当	2人
例②	扶養親族の1人が障害者に該当	1人
例③	扶養親族の1人が同居特別障害者に該当	2人（※）

（※） 同居特別障害者は、障害者にも該当するので、「2人」となります。

2 令和8年分の源泉徴収事務における源泉控除対象配偶者などの所得要件

令和7年分の源泉徴収事務と令和8年分の源泉徴収事務を比較すると、源泉控除対象配偶者となる配偶者の所得要件は次のように変わっています。

	令和7年分の源泉徴収事務	令和8年分の源泉徴収事務
源泉控除対象配偶者	合計所得金額95万円以下 (給与収入150万円以下)	合計所得金額95万円以下 (給与収入 160万円 以下)

(*) ()内の金額は、所得が給与所得のみの場合の給与収入の金額です(以下、同じです。)

また、①同一生計配偶者 ②扶養親族 ③勤労学生控除の勤労学生 ④ひとり親控除の生計を一にする子の所得要件も、次のとおり変わっています。

区 分	令和7年分の源泉徴収事務	令和8年分の源泉徴収事務
①同一生計配偶者	合計所得金額48万円以下 (給与収入103万円以下)	合計所得金額 58万円 以下 (給与収入 123万円 以下)
②扶養親族		
③勤労学生控除の勤労学生	合計所得金額75万円以下 (給与収入130万円以下)	合計所得金額 85万円 以下 (給与収入 150万円 以下)
④ひとり親控除の生計を一にする子	総所得金額等の合計額 48万円以下 (給与収入103万円以下)	総所得金額等の合計額 58万円 以下 (給与収入 123万円 以下)

Q
3

3 令和8年分の源泉徴収事務における「扶養親族等の数」の具体例

(*) すべて生計は一つ居住者で、所得金額は年間の見積額です。

例①

所得者本人：給与収入 1,000万円（給与所得805万円）
配偶者：給与収入 130万円（給与所得65万円）
子(大学生・20歳)：給与収入 150万円（給与所得85万円）

- 所得者本人の合計所得金額 ≤ 900万円
- 配偶者の合計所得金額 ≤ 95万円
→ 源泉控除対象配偶者：あり (→ 1人)
- 子の合計所得金額 ≤ 100万円 (58万円超)
→ 源泉控除対象親族（特定親族に該当）：1人

扶養親族等
の数

2人



例②

所得者本人：給与収入1,200万円（給与所得1,005万円）
配偶者：給与収入 100万円（給与所得35万円）
子(大学生・20歳)：給与収入 130万円（給与所得65万円）

- 所得者本人の合計所得金額 > 900万円
→ 源泉控除対象配偶者：なし
- 子の合計所得金額 ≤ 100万円（58万円超）
→ 源泉控除対象親族（特定親族に該当）：1人

扶養親族等
の数

1人

例③

所得者本人：給与収入1,000万円（給与所得805万円）
配偶者：給与収入 120万円（給与所得55万円）
不動産所得 20万円
母(70歳、同居特別障害者)：公的年金等収入160万円
（公的年金等の雑所得50万円）

- 所得者本人の合計所得金額 ≤ 900万円
- 配偶者の合計所得金額（75万円）≤ 95万円
→ 源泉控除対象配偶者：あり（→ 1人）
- 母の合計所得金額 ≤ 58万円
→ 源泉控除対象親族（控除対象扶養親族に該当）：1人
→ 扶養親族が障害者に該当 → + 1人
→ 扶養親族が同居特別障害者に該当 → + 1人

扶養親族等
の数

4人

